資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年二月二十二日

掲載頁　六十一頁（号外第三十五号）

平成二十九年三月一日

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字谷田七七番地六〇　株式会社フィルノット

代表取締役　小﨑　幹太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年二月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第三十五号）

平成二十九年三月一日

兵庫県川西市久代一丁目二七番四号　株式会社エム・アイ・ケイ

代表取締役　宮下　重光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月三日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年三月一日

香川県丸亀市柞原町二六〇番地一　有限会社香川住宅サービス

代表取締役　横井　研二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十六日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の各一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月一日

東京都品川区東品川二丁目三番一二号　株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ

代表取締役　松岡　真功

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十六日を基準日と定め、同日零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月一日

岐阜県高山市荘川町六厩字魚帰七九六番地三　株式会社日本自然発酵

代表取締役　鈴木　貞男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十六日を基準日と定め、同日零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式七百二十株を七千二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月一日

名古屋市中村区名駅二丁目三五番二二号　株式会社ＮＨＣ

代表取締役　鈴木　貞男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月一日

東京都中央区日本橋三丁目五番一三号　株式会社ナチュラピュリファイ研究所

代表取締役　堀田　守

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年四月一日です。

平成二十九年三月一日

愛知県尾張旭市旭前町新田洞五〇五〇番地　旭サナック株式会社

代表取締役　間宮　幹雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月一日

愛知県蒲郡市宝町二番二十九号　艶榮工業株式会社

代表取締役　嶋田　義男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月一日

大阪府東大阪市本庄西二丁目一番八号　日光機械株式会社

代表取締役　藤澤　勝世

限定承認公告

本籍愛知県知多郡武豊町字砂川三丁目八七番地、最後の住所愛知県知多郡武豊町字浅水二六―七カナディアンハイツ一〇三

被相続人　亡　中山　太宏

右被相続人は平成二十八年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十九年二月十七日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日

愛知県半田市昭和町一丁目二九番地　98°Ｆ五Ｃ

限定承認者中山鈴子

代理人弁護士　棚瀬　誠

限定承認公告

本籍三重県松阪市嬉野中川町四三五番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大西　拓子

右被相続人は平成二十九年一月四日死亡し、その相続人は平成二十九年二月十六日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日

三重県松阪市嬉野中川新町四丁目一二番地　相続財産管理人　大西　康裕

任意清算公告

当法人は、平成二十九年二月二十八日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月一日

東京都千代田区神田司町二丁目一〇番地　税理士法人新木会計事務所

社員　新木　昭治

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月一日

愛媛県西条市大町一七〇五番地一　株式会社ファームグループ確定給付企業年金

清算人　松井　純子

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	下	終りから一四	同号ニ（一）4	同号ニ（一）4のニ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十七日付特第四号二
一号一六〇ページ●同日付

ページ●三月一日付第四〇号六四ページ●同日付第四
政府調達第四〇号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）